

**改正**

昭和六二年 九月規則第七二号  
平成 元年 一月規則第一号  
平成 元年 三月規則第二六号  
平成 元年一二月規則第七五号  
平成 四年 三月規則第二八号  
平成 五年 三月規則第三〇号  
平成 五年 七月規則第四四号  
平成 六年一一月規則第六三号  
平成 七年 三月規則第二九号  
平成 七年 九月規則第五六号  
平成一二年 三月規則第八号  
平成一三年 三月規則第三五号  
平成一三年 八月規則第九一号  
平成一六年一二月規則第七二号  
平成一七年 三月規則第三号  
平成一八年 三月規則第四一号  
平成二〇年 四月規則第二九号  
平成二〇年 五月規則第四九号  
平成二〇年 七月規則第五五号  
平成二四年 一月二〇日規則第二号  
平成二四年 七月一〇日規則第六〇号  
平成二四年一一月 一日規則第七二号  
平成二六年 九月三〇日規則第七五号  
平成二七年 六月 一日規則第四一号  
平成二八年一〇月二〇日規則第八六号  
令和 三年一一月 五日規則第八九号

(趣旨)

**第一条** この規則は、江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例（昭和六十二年三月江戸川区条例第十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

**第二条** この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(禁止区域の告示等)

**第三条** 条例第十条第二項の規則で定める告示事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 禁止区域の指定、変更又は解除の日及びその範囲
  - 二 前号に定めるもののほか、区長が必要と認める事項
- 2 条例第十条第三項の規定による禁止区域の周知は、当該区域内における禁止区域の標識、看板等の設置により行うものとする。

(禁止区域外の放置自転車等の措置)

**第四条** 条例第十三条第一項の規定による指導は、当該場所に自転車等を放置してはならない旨を明示して立て看板等の設置により行うものとする。

- 2 条例第十三条第二項の規定による警告は、放置された自転車等を撤去する日の七日前までに警告書により行うものとする。

一部改正〔平成二四年規則六〇号・令和三年八九号〕

(撤去の方法等)

**第四条の二** 区長は、条例第十二条、第十三条第二項又は第十四条の規定により自転車等を撤去するに当たり、自転車等がガードレール、電柱その他工作物にチェーン等により結び付けられている場合において、当該チェーン等を切断しなければ当該自転車等を撤去することができないときは、当該チェーン等を切断の上、撤去することができる。

- 2 区は、前項の規定により切断したチェーン等の補償の責を負わないものとする。

追加〔平成五年規則四四号〕、一部改正〔平成二四年規則二号・二七年四一号・令和三年八九号〕

(保管した自転車等の措置)

**第五条** 区長は、条例第十五条第一項本文の規定により保管した自転車等について、当該自転車等の形状等を自転車等保管台帳に記載し、処理するものとする。

- 2 条例第十五条第二項の規則で定める告示事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 自転車等の車種、車体番号、防犯登録番号、車台番号及び標識番号

- 二 撤去した日及び自転車等の撤去場所
  - 三 保管場所
  - 四 返還期日及び時間
  - 五 前各号に定めるもののほか、区長が必要と認める事項
- 3 条例第十五条第一項ただし書又は第三項の規定による所有者の確認は、撤去した自転車等が自転車にあっては防犯登録番号、原動機付自転車にあっては標識番号を調査することにより行うものとする。
- 4 前項の調査は、防犯登録番号については所轄警察署に、標識番号については標識番号に記載された地方公共団体に対し、調査書により行うものとする。
- 5 条例第十五条第三項の規定による通知は、放置自転車等返還通知書により行うものとする。
- 6 条例第十五条第四項の相当の期間は、十五日とする。

一部改正〔平成元年規則七五号・五年三〇号・二四年六〇号・二七年四一号・二八年八六号・令和三年八九号〕

(自転車等の引取り)

**第六条** 条例第十二条、第十三条第二項又は第十四条の規定により撤去された自転車等を引き取りようとする者は、住所及び氏名を証する書類その他区長が必要と認めるものを提示し、放置自転車等返還請求書を区長に提出しなければならない。

一部改正〔平成二四年規則六〇号・二七年四一号・令和三年八九号〕

(撤去費用の免除)

**第六条の二** 条例第十六条第一項ただし書に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

一 撤去された自転車等が盗難されたものであって、撤去の日時（撤去の日時と盗難の被害届が受理された日時が同じである場合を除く。）までに当該自転車等に係る盗難の被害届が警察署に受理されているとき。

二 前号に定めるもののほか、区長が正当な理由があると認めるとき。

追加〔平成二四年規則六〇号〕、一部改正〔平成二七年規則四一号・二八年八六号・令和三年八九号〕

(様式)

**第七条** この規則の施行について必要な様式は、別に定める。

追加〔平成二四年規則六〇号〕、一部改正〔令和三年規則八九号〕

(委任)

**第八条** この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

一部改正〔平成二四年規則六〇号・令和三年八九号〕

**付 則**

(施行期日)

1 この規則は、昭和六十二年九月一日から施行する。

一部改正〔昭和六二年規則七二号〕

(経過措置)

2 条例第十八条第一項に規定する費用の徴収は、平成五年四月一日以後の利用登録者に適用する。

追加〔昭和六二年規則七二号〕、一部改正〔平成元年規則二六号・四年二八号〕

**付 則** (中間省略)

**付 則** (平成二〇年四月一日規則第二九号)

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則** (平成二〇年五月三〇日規則第四九号)

この規則は、平成二十年六月一日から施行する。

**付 則** (平成二〇年七月一日規則第五五号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例施行規則第十二条の規定は、平成二十年四月一日以後の登録手数料から適用し、同日前の登録手数料に係る減免の取扱いについては、なお従前の例による。

**付 則** (平成二四年一月二〇日規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則** (平成二四年七月一〇日規則第六〇号)

**改正**

平成二四年一一月 一日規則第七二号

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年八月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定及び別表第一を

削る改正規定は、江戸川区自転車駐車場条例の一部を改正する条例（平成二十四年十一月江戸川区条例第四十五号）別表第一の改正規定（江戸川区京成小岩駅東駐輪場の項、江戸川区京成小岩駅南駐輪場の項、江戸川区京成小岩駅北駐輪場の項及び江戸川区京成小岩駅北二号駐輪場の項に係る部分に限る。）の施行の日から施行する。

一部改正〔平成二四年規則七二号〕

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成二四年十一月一日規則第七二号）

この規則は、平成二十四年十一月五日から施行する。

付 則（平成二六年九月三〇日規則第七五号）

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

付 則（平成二七年六月一日規則第四一号）

この規則は、公布の日から施行し、平成二十七年五月一日から適用する。

付 則（平成二八年一〇月二〇日規則第八六号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和三年十一月五日規則第八九号）

この規則は、公布の日から施行する。